

敦賀署通信（令和7年4月号）

敦賀労働基準監督署管内の業種別労働災害発生状況

区分		令和7年3月末速報（対前年同期比較）				令和7年3月末速報		
		休業4日以上死傷災害				死亡災害		
業種		7年	6年	対前年増減	増減率（%）	7年	6年	対前年増減
全産業		20	33	-13	-39.4			
製造業		1	3	-2	-66.7			
食料品製造業		0	0	±0	—			
繊維工業・繊維製品製造業		0	0	±0	—			
木材・木製品・家具等製造業		0	0	±0	—			
パルプ・紙・印刷・製本業		0	0	±0	—			
化学工業		0	0	±0	—			
窯業土石製品製造業		0	0	±0	—			
鉄鋼・非鉄金属製造業		0	0	±0	—			
金属製品製造業		0	0	±0	—			
一般機械器具製造業		0	0	±0	—			
電気機械器具製造業		0	1	-1	-100.0			
輸送用機械等製造業		0	0	±0	—			
電気・ガス・水道業		1	0	1	—			
その他の製造業		0	2	-2	-100.0			
鉱業		0	0	±0	—			
建設業		4	7	-3	-42.9			
土木工事業		1	3	-2	-66.7			
建築工事業		1	3	-2	-66.7			
木造家屋等建築工事業		0	3	-3	-100.0			
その他の建設業		2	1	1	100.0			
運輸業		3	5	-2	-40.0			
鉄道等・道路旅客運送業		0	0	±0	—			
道路貨物運送・海上貨物取扱業		3	5	-2	-40.0			
その他の運輸交通・情報運送業		0	0	±0	—			
農林・畜産・水産業		1	1	±0	—			
林業		0	0	±0	—			
商業		2	7	-5	-71.4			
小売業		2	5	-3	-60.0			
金融・広告業		0	0	±0	—			
保健衛生業		3	7	-4	-57.1			
社会福祉施設業		3	7	-4	-57.1			
接客娯楽業		1	0	1	—			
旅館業		0	0	±0	—			
ゴルフ場の事業		1	0	1	—			
清掃・と畜業		0	2	-2	-100.0			
ビルメンテナンス業		0	1	-1	-100.0			
その他の業種		5	1	4	400.0			
業種不明		3	0	3	—			

※ 休業4日以上死傷災害数は労働安全衛生法による。死亡災害は死因報告による。

今月のトピック

建設事業無災害表彰の授与式を行いました！

技建工業株式会社が施工した建設工事が無災害で完了しましたので、建設事業無災害表彰状を授与することを決定し、令和7年4月21日（月）、厚生労働省労働基準局長からの表彰状を、敦賀労働基準監督署長より伝達しました。



敦賀労働基準監督署 署長 野村清隆（右） 技建工業株式会社 代表取締役社長 上田 広氏（右から2人目）
技建工業株式会社 安全部長 佐藤 淳一氏（左から2人目） 技建工業株式会社 名古屋営業所長 小西 泰市氏（左）

監督署からのお知らせ

令和7年1月1日から、労働安全衛生関係の一部手続きの電子申請が原則義務化されました。

（同日より労働者死傷病報告の様式が一部変更となっています。）

- ・ 帳票入力支援サービスの利用方法に関するお問合せ 03-5829-5921（ヘルプデスク）
- ・ e-Govが提供する各サービスの利用方法等に関するお問い合わせ 050-3786-2225（サポートデスク）



令和6年において敦賀署管内の建設業の労働災害が大きく増加しています。

災害の内訳をみると、依然として「墜落・転落」を事故の型とするものが最も多く発生しており、その内約半数がはしごや脚立を起因物とする災害になっていますので、現場ではしごや脚立を使用する際はあらかじめ安全確認を行い作業を始めるよう徹底しましょう。

また、敦賀労働基準監督署では令和6年の建設工事現場集中監督指導月間（9月・10月）の結果をとりまとめましたので、現場管理の参考にしてください。

令和5年4月1日施行の改正省令に基づき、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同様の保護措置を講じる必要がありますが、令和7年4月からは立入禁止や退避等の措置も保護措置の対象に追加されましたので留意してください。



「転倒」を事故の型とする労働災害が多く発生しており、管内で発生した労働災害の1/3を占めています。

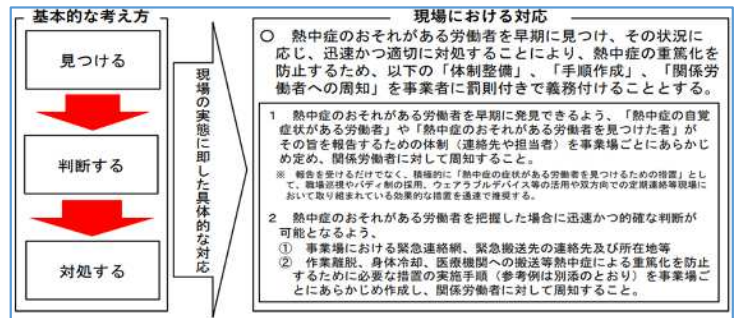
転倒災害の分析をしてみると、多くのもので予防していれば未然に防げた災害が多くありましたので、皆様の職場においても導入できるものがあれば事前の対策を進めていただきますようお願いいたします。

4月は、「熱中症クールワークキャンペーンの準備月間」です。

4月1日～30日は熱中症クールワークキャンペーン準備期間になります。

令和6年（速報値）も全国で熱中症により30名もの尊い命が失われており、この背景には 暑さ指数（WBGT）の未把握、発症時・緊急時の措置の未確認・未周知、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している労働者に対する未配慮であったことが確認されています。

このような中、令和7年6月1日より改正労働安全衛生規則が施行され、一定の熱中症のおそれがある労働者を早期に発見し、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」の措置を事業者には義務付けられました。



準備期間中に、労使間で職場・作業場内における熱中症対策について十分検討を行い、準備を進めましょう！



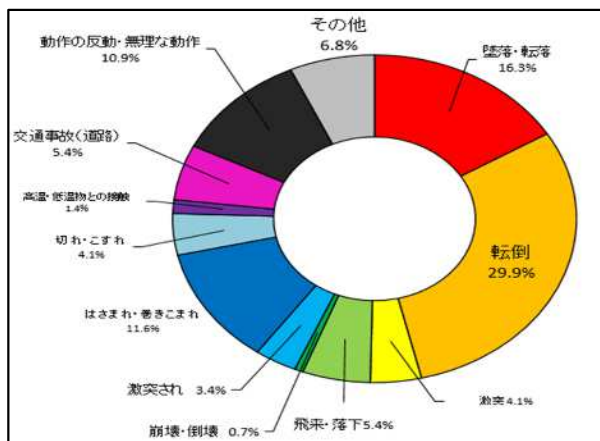
令和6年の当署管内の労働災害発生状況（確定値）をとりまとめました！

敦賀労働基準監督署管内の令和6年 業種別 労働災害発生状況

業 種	休業4日以上の死傷災害				死 亡 災 害		
	6年	5年	対前年増減	増減率(%)	6年	5年	対前年増減
全 産 業	147	149	-2	-1.3	1	4	-3
製 造 業	20	27	-7	-25.9	1	2	-1
食 料 品 製 造 業	5	4	1	25.0	1		1
繊維工業・繊維製品製造業	1	0	1	—			
木材・木製品・家具等製造業	3	7	-4	-57.1		2	-2
パルプ・紙・印刷・製本業	1	0	1	—			
化 学 工 業	3	4	-1	-25.0			
窯業土石製品製造業	0	1	-1	-100.0			
鉄鋼・非鉄金属製造業	0	1	-1	-100.0			
金属製品製造業	0	0	±0	—			
一般機械器具製造業	0	0	±0	—			
電気機械器具製造業	3	1	2	200.0			
輸送用機械等製造業	1	1	±0	—			
電気・ガス・水道業	0	0	±0	—			
その他の製造業	3	8	-5	-62.5			
鉱 業	1	0	1	—			
建 設 業	27	14	13	92.9			
土 工 事 業	9	7	2	28.6		1	-1
建築工事業	11	2	9	450.0			
土木建築等造作工事業	3	0	3	—			
その他の建設業	7	5	2	40.0			
運 輸 業	19	21	-2	-9.5		1	-1
鉄道等・道路旅客運送業	1	2	-1	-50.0			
道路貨物運送・海上貨物運送業	18	19	-1	-5.3		1	-1
その他の運輸業・郵便業	0	0	±0	—			
農林・畜産・水産業	8	4	4	100.0			
林 業	3	2	1	50.0			
商 業	17	20	-3	-15.0			
小 売 業	12	18	-6	-33.3			
金融・広告業	2	0	2	—			
保健衛生業	32	42	-10	-23.8			
社会福祉施設	24	36	-12	-33.3			
接客娯楽業	4	4	±0	—			
旅館業	2	1	1	100.0			
飲食店	2	3	-1	-33.3			
ゴルフ場の事業	0	0	±0	—			
清掃・と畜業	5	3	2	66.7			
ビルメンテナンス業	4	1	3	300.0			
その他のサービス業	12	14	-2	-14.3			
業 種	2	9	-7	-77.8			

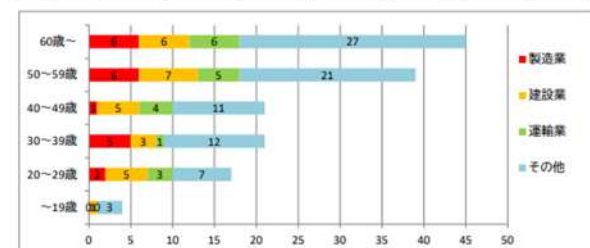
新型コロナウイルス患者含む

令和6年 事故の型別 労働災害発生状況



令和6年 年齢別労働災害発生状況

業 種	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
製造業	0	2	5	1	6	6	20
建設業	1	5	3	5	7	6	27
運輸業	0	3	1	4	5	6	19
その他	3	7	12	11	21	27	81
計	4	17	21	21	39	45	147



敦賀労働基準監督署管内の令和6年1月1日から12月31日までの労働災害（新型コロナウイルス患者除く）は、死亡者数は1件（対前年比3人減少）、休業4日以上の死傷者数は139件（対前年比10人増加）となり、令和6年の休業4日以上の死傷者数は、令和元年以降でみると最も多く発生しています。

業種別でみると、件数が多い順に、建設業が27人（対前年比13人増加）、保健衛生業が24人（対前年比同数）、製造業が20人（対前年比7人減少）、運輸業が19人（対前年比2人減少）となっています。

事故の型別でみると、「転倒」が全体の約3割（対前年比3人減少）と最も多く発生しており、次いで、「墮落・転落」が全体の約2割（対前年比5人増加）、「挟まれ・巻き込まれ」が全体の約1割（対前年比6人増加）、「動作の反動・無理な動作」が同じく全体の約1割（対前年比2人減少）となっており、依然として「転倒」や「動作の反動・無理な動作」といった行動災害が上位を占めています。

年齢別でみると、全産業において、年齢50歳以上の労働者による死傷災害（休業4日以上）が多く発生しており、全体の約6割を占めている状況にあります。

高齢労働者の災害発生率の増加には、個人によりばらつきはありますが、業務に起因する労働災害リスクに、加齢とともに進む筋力やバランス能力等の身体機能や身体の頑健さの低下による労働災害リスクが付加されていることが大きいと考えられており、令和2年に策定された「エイジフレンドリーガイドライン」においても、身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施や身体機能の低下を補う設備・装置の導入の取組みは各職場で強く実施が求められているところです。

中小企業事業者においては、エイジフレンドリー補助金（令和7年度は新たに専門家の指導や当該指導に基づいて設備等の改修を行う場合の費用を補助する「エイジフレンドリー総合対策コース」が設けられます）を活用いただき、エイジフレンドリーな職場づくりに向けて積極的な取組みを進めていただくようお願いいたします。

令和7年度分は令和7年4月21日時点では受付開始されておりません。公表されるまでお待ちください。

高齢労働者の安全衛生対策について（厚生労働省）



エイジフレンドリーガイドライン



転倒等リスク評価セルフチェック



高齢労働者の活躍促進のための安全衛生対策

